

# 広域機関による電源入札制度の 検討状況

【新規ルール】

平成27年12月18日  
電力広域的運営推進機関

(注)本資料は、業務規程・送配電等業務指針の改定に向けた当機関内での検討状況を示すものであり、決定した内容ではありません。

## 改正電気事業法(第2弾)

第28条の40 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと

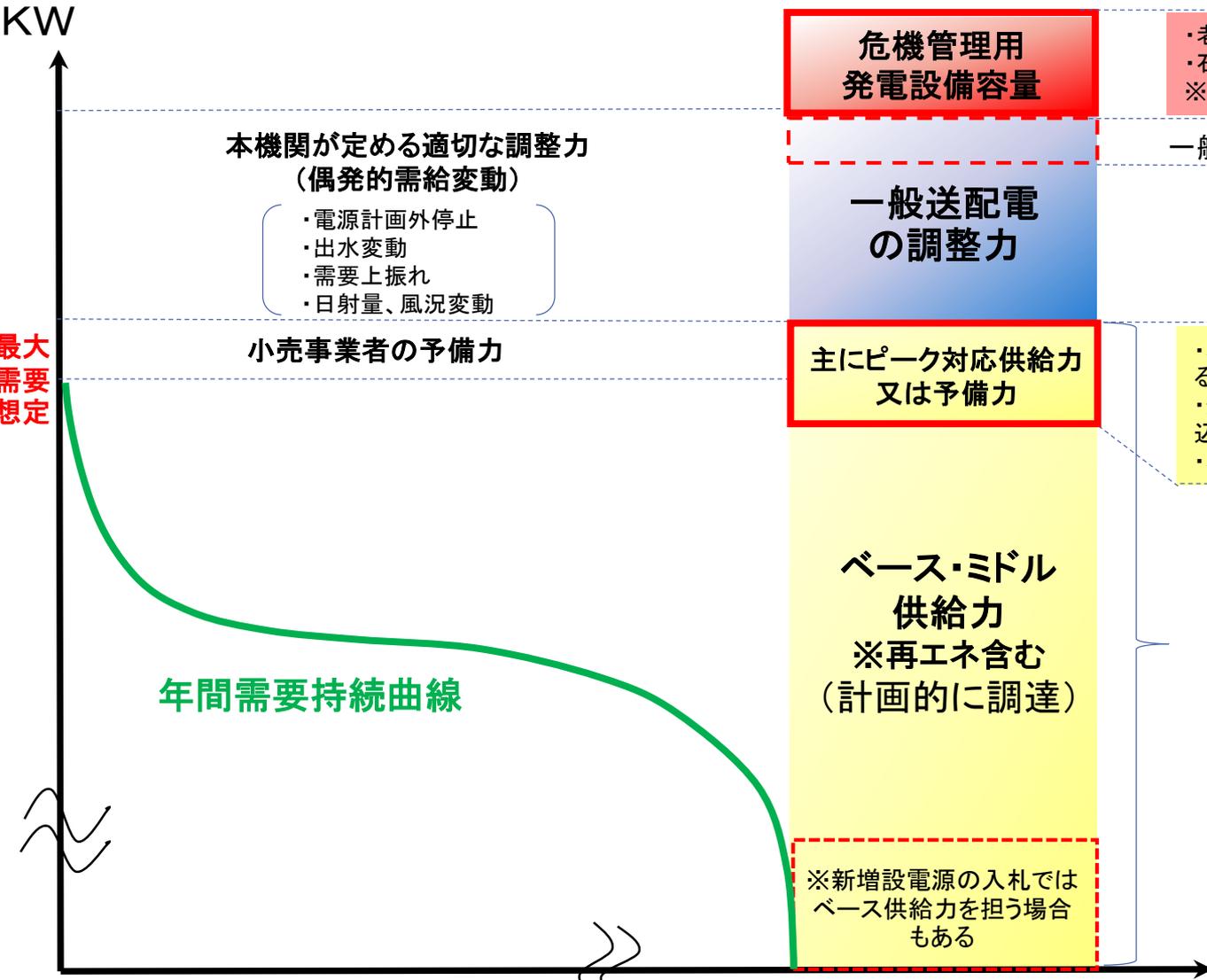
### ◆ 制度設計WGにおける整理(要点)

- 供給力確保を最終的に担保するセーフティネットの位置づけであり、本制度に過度に依存する形にならないようにする。国民負担を伴うため、入札実施は慎重に判断。  
※適切に供給力を確保している小売事業者等にも費用負担が求められるため、その役割は限定的・一時的であることが望ましい。
- 入札の対象は、新規電源のみならず、既存電源の維持も対象となる
- 入札実施の決定、費用負担方法の決定、落札者の決定に当たっては、有識者を含めた検討会を設けて客観性のある議論を行う。
- 広域機関による電源入札は、落札者が電源の建設等を行い、維持・運用を実施することが前提となる。また、広域機関は、電源保有者への対価として、入札により決定した金額(円/kW)を、落札者に対して定期的に支払う。落札者は、小売電気事業者や送配電事業者に売電することによって得る収入と、広域機関からの補填額収入を得る。
- 落札者に対する補填費用は、広域機関が一般送配電事業者から電源入札特別会費(仮称)をエリア毎の最大需要(kW)に応じて求め、一般送配電事業者は、この費用に相当する額を託送料金とは別に、国の認可を得て、託送料金に上乗せして回収する方法が一案。
- 供給計画の取り纏め業務や、年次報告書の中で行う供給信頼度評価業務等を通じて、平常時より、入札検討開始の必要性の有無についての判断を行う。
- 供給信頼度評価は、東日本大震災の教訓も踏まえ、大規模事故や災害等のシミュレーションを行い、これらの発生頻度や、発生した場合のインパクトについて評価を実施。
- 容量市場の創設は、必ずしも小売全面自由化と同時とすることにこだわらず、引き続き検討を行う。仮に、今後、容量市場を導入する場合には、広域機関による電源入札制度との役割分担を整理することが必要。



# 【参考】入札実施判断における着眼点

## 供給力



本機関が定める適切な調整力  
(偶発的需給変動)

- ・電源計画外停止
- ・出水変動
- ・需要上振れ
- ・日射量、風況変動

小売事業者の予備力

危機管理用  
発電設備容量

- ・老朽火力設備の維持
- ・石油系火力維持・運用等
- ※危機管理対策として必要な場合

一般送配電  
の調整力

一般送配電事業者の調達不足時等

一般送配電事業者  
(周波数維持義務)

主にピーク対応供給力  
又は予備力

- ・小売事業者は市場、インバランス補給に委ねる可能性
- ・発電事業者はkWh収入による維持費回収が見込めず、休廃止となる可能性
- ・小売事業者の想定需要の不確実性

ベース・ミドル  
供給力  
※再エネ含む  
(計画的に調達)

小売事業者  
(供給力確保義務)

※新增設電源の入札では  
ベース供給力を担う場合  
もある

最大  
需要  
想定

年間需要持続曲線

年間8760時間